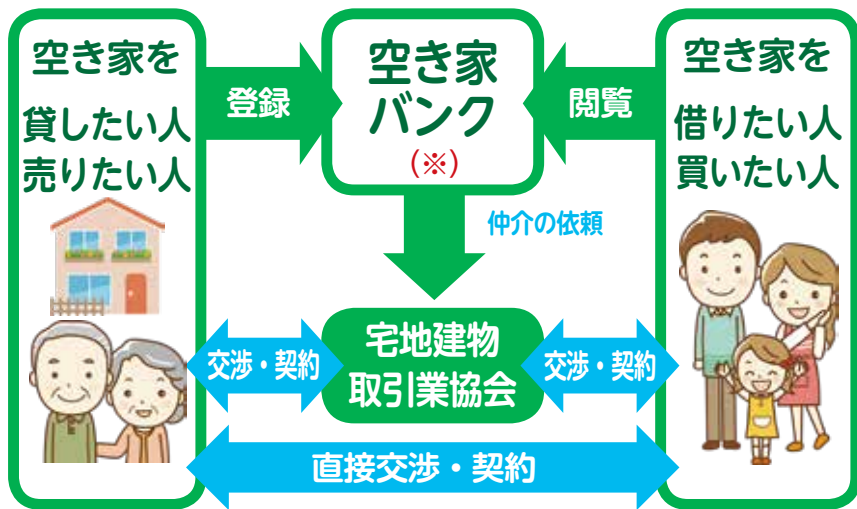


空き家バンクをご活用ください



空き家バンクとは

空き家を売りたい・貸したいと考えている所有者に物件を登録してもらい、登録された情報を市がホームページで公開し、筑西市に移住・定住したい人などに紹介する仕組みです。空き家解体後の跡地も登録できます。ぜひご活用ください。

(※) 賃貸や分譲目的で建てられた物件の登録はできません。



空き家対策推進課の坂谷課長。空き家のことでお悩みでしたら、お気軽に問い合わせください。

Q：空き家バンクに物件を登録するにはどうすればいいの？

A：直接窓口に来ていただくか、ホームページから書類をダウンロードして必要事項を記載し、添付書類と一緒に提出してください（郵送可）。登録は無料ですが、協会に仲介を依頼し契約がまとまった場合、手数料が発生します。

Q：ずっと人が住んでいない空き家でも登録できるの？

A：老朽化が激しい空き家や大規模な改修が必要などの理由で登録できない場合があります。

Q：空き家の外観を実際に見たいときはどうすればいいの？

A：利用登録をしていただいた人には、所在地をお教えします。内部の見学は、交渉開始後となります。

☎ 空き家対策推進課（本庁2階） ☎ 24-2134

空き家・空き地の放置は周辺住民の迷惑に

空き家や空き地を放置すると・・・

- 建物の老朽化による倒壊のおそれ
- 不法侵入や不法投棄、放火のおそれ
- 雑草が生い茂り、害虫の発生、雑草の花粉によるアレルギーの発生源に
- 草木が敷地を越え、交通の障害に
- 枯れ草の放置による火災の発生

平成 29 年度雑草などの問い合わせ件数



7月から9月にかけて、市への問い合わせが増加します

空き家や空き地を放置すると、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼします。雑草は、梅雨時期を過ぎると一斉に成長します。また、刈り取った草や枝を放置すると、風で周辺に飛び散ったり、害虫や火災発生の原因になったりするので、適正な処分をお願いします。

ご自身で草刈りや刈った草の処分を行えない場合は、草刈り業者などへ依頼（有料）する方法もあります。

また、所有する空き家の倒壊や空き地からの枝木が原因で近隣住民や通行者にけがなどを負わせた場合、所有者が責任を問われる場合があります。

- 草刈り業者の紹介は環境課まで連絡してください
- 野外焼却は法律で禁止されています
- 市役所では個人の土地の草刈りは行っていません

☎ 空き家対策推進課（本庁2階） ☎ 24-2134
 環境課（本庁2階） ☎ 24-2130